

JETRO

ロシアの食品輸入制度法令マニュアル

2009年9月

**日本貿易振興機構(ジェトロ)
モスクワセンター**

はじめに

近年、日本の食品企業、地場生産者、農林水産・食品関連業界団体、地方自治体は、農林水産・食品の輸出拡大のため、消費拡大が著しいロシア市場に対する関心を高めている。海外市場参入に際しては、現地での消費動向・嗜好、流通実態の把握、信頼できるビジネスパートナーの発掘のほか、当該国における輸入制度についても明らかにしておく必要がある。

対ロシアの食品輸出においては、この中でも、ロシアの食品輸入制度が不透明でわかりにくいという声が、すでにロシアに対する食品輸出に携わっている企業からさえも多く聞かれる。本マニュアルでは、ロシアの食品輸入に関わる制度について、根拠法を明示したうえで解説を行った。本マニュアルの作成は、法律事務所のベイカー&マッケンジーCIS (Baker & McKenzie CIS Limited, <http://www.bakernet.com/>) の協力を得て行われた。

2009年9月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
モスクワセンター

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章 管轄当局および適用される法令	
1.1 管轄当局	1
1.2 適用される法令	1
第2章 輸入手続き	
2.1 輸入者に対する一般的要求事項	7
2.2 輸入製品に関する義務的要求事項（通関前の事前手続き）	7
2.3 通関手続き	20
2.4 その他関連事項	23
第3章 関税率など税金、手数料	
3.1 関税	26
3.2 関税以外の税・手数料	27
第4章 食品産業に関わる法令（輸入を除く）、規格および規則	29
第5章 消費者の権利の保護	34
第6章 通関を巡る紛争解決	37

第1章. 管轄当局および適用される法令

1.1 管轄当局

(1) **連邦農業省** (Ministry of Agriculture of the Russian Federation) は、動物・植物の衛生管理、農業・食品供給市場、食品製造などを含め、農業部門に関する国家政策および法的規制を策定する責任を有する連邦機関である。

(2) **連邦動植物検疫局** (Federal Service for the Supervision in the field of Veterinarian and Phyto-Sanitary, “Rosselkhoz nadzor”) は、ロシア連邦農業省に属する連邦機関である。同局は、動物・植物の衛生、殺虫剤・農薬の安全な使用、穀物の品質と安全性の分野において統制と監督を行い、かつ、動物由来の製品の輸入に際して許可書を発行する。

(3) **連邦消費者権利保護・福利監督局** (Federal Consumer Rights Protection and Human Health Control Service, “Rospotrebnadzor”) は、保健・社会発展省に属する連邦機関である。同局は、国民の衛生、疫学的健康、および、消費者の権利の保護の分野において、統制と監督を行っている。さらに、同局は、ロシア連邦の関税国境に位置する検問所において衛生・検疫管理を行う責任、および、ロシア連邦に新たに輸入される食品の登録を行う責任を有している。

(4) **連邦税関局** (Federal Customs Service, “FTS”) は、ロシア連邦政府に従属する連邦機関である。連邦税関局は、通関手続き分野において、国家政策と法的規制の策定、統制および監督を行う責任を有している。連邦税関局は、通貨管理と密輸取締機能も果たしている。

(5) **連邦技術規制・計量庁** (Federal Agency on Technical Regulation and Metrology, “Gosstandart”) は、工業商務省に従属する連邦機関である。連邦技術規制・計量庁は、技術規則・度量衡の分野において、国家としてのサービスおよび財産管理に関連する機能を果たしている。同庁の責任としては、たとえば、義務的証明の対象となる製品の決定、専門別に証明機関・研究機関を認定すること、証明の信頼性を統制すること、ならびに、証明を受けた製品および認定を受けた証明機関に関する登録証を保管することを挙げることができる。

1.2 適用される法令

以下に示した表は、規則の階層と規制分野の概要を示したものである。

種類	名称	規制分野
憲法 - 全国民による投票によって承認された、優越的法的権限と	1993年12月12日付「ロシア連邦憲法」	ロシアの立憲制度の基礎を宣言し、主要な人的権利を示し、ロシア連邦の当局の組織、制度

種類	名称	規制分野
独占的規制分野を有する、ロシア連邦の主要で、重要な規則である。すべての法律およびその他の規則は、憲法の規定に反することはできない。		および権限を定義している。さらに、統合経済地域 (united economic space)、ならびに商品、サービスおよび金融資産の自由流通 (free circulation) に関する原則を含め、経済規制の基本的原則を宣言している。
連邦法 - ロシア連邦の下院および上院で承認され、かつ、大統領によって署名されたものであって、ロシア連邦の権限およびロシア連邦と地方の共同権限に基づいて、特定の問題を規制する優越的な法的権限を有する規則。	2003年5月2日付連邦法第61-FZ号「関税基本法」(Customs Code of the Russian Federation)	ロシアの関税国境を越えて行われるあらゆる種類の製品の移動に関する手続きおよび規則を定めている。さらに、通関手続きと方法、通関手続きの対象となる人物の権利と義務、関税の支払いに関する手続き、通関検査の管理などを定めている。
	1998年7月31日付連邦法第146-FZ号「国税基本法(第1部)」(Tax Code of the Russian Federation (Part I))	一般的課税原則を規定し、納税者と税務当局の権利と義務を定め、かつ、税金管理手続きおよび税法違反が行われた場合の責任を定めている。
	2000年8月5日付第117-FZ号「国税基本法(第2部)」(Tax Code of the Russian Federation (Part II))	連邦、地域および地方の税金を具体的に定めている。
	2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技術規制について」(On Technical Regulation)	技術規則に関する原則、ならびに適用される規格と技術規則を順守していることに対する義務的および自主的な確認に関する基本的規則を定めている。さらに、証明機関の認定に関する基本的規則を定めている。
	2003年12月8日付連邦法第164-FZ号「外国貿易の国家規制に関する基本規則について」	国家による外国貿易の管理に関する原則、外国貿易の分野における連邦と地方の当局の権

種類	名称	規制分野
	(On Fundamental Principles of State Regulation of Foreign Trade Activity)	限、ならびに、関税率を用いた統制（特別な保護、ダンピング防止、相殺関税を含む）および非関税統制（免許、割当および認可などの数量制限）を定めている。
	2000年1月2日付連邦法第29-FZ号「食品の品質と安全性について」(On Quality and Safety of Food Products)	食品の品質と安全性の確保の分野における国家管理（新たな食品の国家への登録、関連規格の順守の確認など）、ならびに、食品の品質と安全性の確保のための一般的要求事項を定めている。
	2008年6月12日付連邦法第88-FZ号「牛乳および乳製品に関する技術規則」(Technical Regulation on Milk and Milk Products)	輸入された牛乳および乳製品を含め、牛乳・乳製品の品質と安全性に関する要求事項、適用される規格を順守していることの確認に関する規則と書式、これらの製品に関する包装、貯蔵、輸送およびラベル表示に関する要求事項を定めている。
	2008年10月27日付第178-FZ号「果実および野菜を使用したジュース製品に関する技術規則」(Technical regulation on juice products made of fruits and vegetables)	果実および野菜を使用した輸入ジュース製品を含め、ジュース製品の品質と安全性に関する要求事項、適用される規格を順守していることの確認に関する規則と書式、ならびに、これらの製品に関する包装、貯蔵、輸送およびラベル表示に関する要求事項を定めている。
	2008年6月24日付連邦法第90-FZ号「油脂製品に関する技術規則」(Technical regulations on oil-and-fat products)	輸入油脂製品を含め、油脂製品の品質と安全性に関する要求事項、適用される規格を順守していることの確認に関する規則と書式、これらの製品に関する包装、貯蔵、輸送およびラベ

種類	名称	規制分野
		ル表示に関する要求事項を定めている。
	2000年7月15日付連邦法第99-FZ号「植物検疫について」 (On Plant Quarantine)	植物および植物由来の製品の輸入規則を始めとして、植物および植物由来製品に関連する感染予防についての一般的規則、これらの輸入の国家管理に関する規則を定めている。
	1999年3月30日付連邦法第52-FZ号「国民の衛生・疫学面での厚生について」(On Sanitary and Epidemiological Welfare of Population)	輸入製品を含め、製品の衛生と疫学面における一般的要求事項、衛生と疫学に関する管理のための一般的規則およびそれぞれの要求事項に違反した場合の責任を定めている。
その他の連邦レベルの法律 - ロシア連邦の憲法が採択される前に、ロシア連邦の旧立法機関によって承認された法律で、連邦法と同一の法的権限を有する規則。 ロシア連邦の憲法が採択される前に承認されたすべての規則の条項は、それが憲法に矛盾しない限り適用される。	1993年5月14日付法律第4979-1号「動物検疫について」 (On Veterinary)	当該製品の輸入に関する規則を始め、動物由来の製品に関連する感染予防の一般的規則、ならびに、国家によるその輸入の管理に関する規則を定めている。
	1992年2月7日付法律第2300-1号「消費者の権利保護について」(On Consumers' Rights Protection)	取得された製品または提供されたサービスの品質および安全性に関連する消費者の権利、かかる権利の行使のための仕組みを定めている。
	1993年5月21日付第5003-1号「関税率について」(On Customs Tariff)	関税率の策定に関する規則を定めている。さらに、季節関税、関税評価額、原産地の決定および特惠に関する規定を定めている。
連邦政府決定 - 経済、予算、財政／信用／金	2008年9月16日付連邦政府決定第695号「2008、2009年に	2008年から2009年にかけてロシア連邦領域内に輸入される

種類	名称	規制分野
融政策、社会、科学、文化、国民の権利の保護、犯罪防止などの分野に関する、ロシア連邦の憲法の規定、連邦法、および、ロシア連邦大統領の政令の規定を実施するために採択された規則であって、ロシア連邦政府議長（＝首相）が署名したものの。	おけるロシア連邦領域に輸入される甘藷糖および各種の砂糖に対する季節関税について」 （On Seasonal Duties on Cane Raw Sugar and the Separate Kinds of Sugar Imported on the Territory of the Russian Federation in 2008 and 2009）	甘藷糖および各種の砂糖に対する季節関税を定めている。
	2008年2月7日付連邦政府決定第53号「強制適合確認の対象となっている製品のロシア連邦領域内への輸入について」 （On import of goods, subject to mandatory confirmation of compliance, into the territory of the Russian Federation）	法令順守の強制確認の対象となる製品のロシア連邦領域内への輸入に関する規則を定めている。
	1997年8月13日付連邦政府決定第1013号「強制認証の対象となる商品、役務・サービスのリストの承認について」（On Approval of the List of Goods that shall be subject to Obligatory Certification and the List of Works nad Services that shall be subject to Obligatory Certification）	強制認証の対象となる製品のリストを定めている。
	2008年2月16日付連邦政府決定第94号「ロシア連邦国境の検問所で行使される規制の種類について」	ロシア連邦の国境の検問所において実施される様々な規制を定めたものである。
	1999年7月7日付連邦政府決定第766号「適合申告の対象となる商品のリスト、適合申告の手続きおよびその登録の承認について」（On Approval of the	これは、適合申告の対象となる製品のリストを定めている。

種類	名称	規制分野
	List of Products that are subject to the Declaring of Conformance and of the Procedure for the Adoption of the Conformance Declaration and its Registration)	
連邦政府機関の政令 - ロシア連邦の憲法、連邦法、ロシア連邦大統領の決定およびロシア連邦政府の決定における規定を実施するために採択された規則であって、それぞれの行政機関の長が署名したもの	2002年7月30日付国家標準化・度量衡委員会決定第64号	強制認証の対象となる製品のリストを定めている。
	1994年9月21日付国家標準化・度量衡委員会決定第15号	ロシア連邦における商品の認証手続きを定めている。
	1996年7月25日付国家標準化・度量衡委員会決定第14号	認証マーク (RST マーク) の申請に関する規則を定めている。
	2007年7月19日付連邦消費者権利保護・福利監督局決定第224号	衛生・疫学に関する専門技術の手続き、および、衛生・疫学許可書の発行手続きを定めている。
	2007年11月12日付連邦消費者権利保護・福利監督局令第319号	衛生・疫学に関する検査を実施する組織のリストを定めたものである。
	2007年12月26日付農業省令第673号	検疫対象のリストを定めている。
	2006年12月19日付連邦税関局令第06-73/44906号	ロシア連邦領域内に輸入する際に義務的認証が必要になる製品のリストを定めている。

第2章 輸入手続き

2.1 輸入者に対する一般的要求事項

ロシア連邦における国家による外国貿易の管理は、当事者の平等と非差別の原則に基づいている。この原則は、2003年12月8日付連邦法第164-FZ号「外国貿易の国家規制に関する基本規則について」に規定されている。この法律の第10条は、国際条約およびロシア連邦の連邦法の特例を除き、ロシアおよび外国のすべての法人が外国貿易に従事することを認めると定めている。この規則は、関税基本法の第12条の中にも定められている。同条は、国際協定、関税基本法およびロシア連邦のその他の連邦法に規定された例外の適用を受けることを条件として、すべての法人はロシア連邦の関税国境を通過して製品を移動させる平等の権利を有していると定めている。

ロシアの法令は、輸入者に適用する特別な要求事項を規定している。関税基本法には「輸入者」という用語は含まれていないが、通関手続きをする責任のある人物と定義されている「申告者」という用語が使用されている。一般的要件は、外国貿易契約書の当事者の1人がロシアの当事者である場合には、ロシア法人のみが、ロシアの税関当局に登録した輸入者として機能することができるというものである。言い換えれば、外国貿易契約書の当事者であるロシア法人は、製品の通関、税関への必要書類の提出、適用される関税と付加価値税（VAT）の支払いに責任を負う。

関税基本法に基づき、次の例外的事例においては、外国法人も登録輸入者として機能することができる。(a) 外国法人が、ロシアで登録済みの（認可を受けた）駐在員事務所または支店を通じて、「一時輸入」、「再輸出」または「中継」の通関方法でロシアに製品を輸入する場合、あるいは、駐在員事務所または支店の独自の必要性のために製品を輸入する場合に限定される「自由な流通」（free circulation）の通関方法でロシアに製品を輸入する場合、(b) ロシア法人が当事者となり、かつ、外国法人がロシアの領土内で製品を処分する権利があるような、国境を超える取引ではない場合（関税基本法第16.2条と第126.2条、国家税関委員会通達（第01-06/12818号、2004年4月7日付）および、連邦税関局通達（第01-06/192号、2004年8月31日付））。

登録輸入者（ロシア法人であるか、外国法人であるかは問わない）は、通関のために専門の通関業者（登録輸入者の代理人として）を起用するか、あるいは自ら製品を通関することができる。外国法人がロシアの法律に基づいて登録輸入者として機能する場合、現実的には、ロシアで通関する際には、上記のことから現地の専門通関業者を起用することが望ましい。

2.2 輸入製品に関する義務的要求事項（通関前の事前手続き）

輸入者は、通関に先立ち、輸入商品が品質と安全性に関して適用されるすべての義務的要求事項を順守していることを確認しなければならない。連邦法第164-FZ号「外国貿易の国家規制に関する

基本規則について」に基づき、類似のロシアの製品同様、外国の製品に対しても、技術、薬理、衛生、動植物衛生および環境に関する要求事項、ならびに、適用される規格を順守していることの義務的確認に関する要求事項が適用される。

実際には、以下に示した書類を通関前に取得する必要がある。これらの書類は、製品をロシアに輸入する時点またはそれ以前に税関に提出する。

1. **適合証明書 (Certificate of Conformity) または適合申告書 (Declaration of Conformity)** : 輸入製品が、強制認証または適合確認の対象となる製品のリストに明記されている場合
2. **衛生・疫学証明書 (Sanitary-epidemiological Certificate)** : 特定種類の輸入製品に関するロシア連邦の法律に規定されている場合
3. **人間に脅威を与える可能性のある特定種類の製品、ならびに、ロシアに初めて輸入される特定種類の製品の国家登録証明書 (Certificate on State Registration)** : ロシア連邦の法律に規定されている場合
4. **獣医証明書 (Veterinary Certificate、動物検疫証明書に当たる)** : ロシア連邦の法律に規定されている場合
5. **植物検疫証明書 (Phyto-sanitary Certificate)** : ロシア連邦の法律に規定されている場合
6. **輸入許可証 (Import License)** : ロシア連邦の法律に規定されている場合

2.2.1 適合認証

2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技術規制について」(以後「**技術規制に関する連邦法**」と称す)に基づき、輸入製品が強制適合確認を受ける義務がある場合には、技術などに関する義務的的要求事項を順守していることを確認する書類を、既存の通関手続きに基づいて通関に必要となる他の書類と共に、税関に提出する必要がある。

製品に対して義務的に規則および規格を順守させる制度に関しては、現在、改訂作業が行われている。「技術規制に関する連邦法」に基づき、ロシア市場において自由な流通 (free circulation) を行うことが意図された製品およびその製造プロセスは、それぞれの技術規則を順守する必要がある。

しかし、現在までのところ、農産物に関しては、次の3つの技術規則が採用されたに過ぎない。

- ・油脂製品に関する技術規則 (2008年12月28日発効)
- ・牛乳および乳製品に関する技術規則 (2008年12月17日発効)
- ・果実および野菜を使用したジュース製品に関する技術規則 (2009年4月29日発効)

特定種類の製品に対する新たな技術規則が採用されるまで、「技術規制に関する連邦法」第46条に基づき、「技術規制に関する連邦法」が施行される前に有効であった規格および規則によって定められていた当該種類の製品に関する要求事項と手続きが適用される。

その結果、過去に有効であった法令に基づいて定められた GOST-R 認証手続きが、ほとんどの種類の農産物の証明に対して適用される。

2008年2月7日付連邦政府決定第53号「強制適合確認の対象となっている品のロシア連邦領域内への輸入について」に基づき、ロシア領域内にこれらの製品を輸入するためには、当該製品がロシア市場での販売（自由な流通（free circulation））のために輸入されるものであり、かつ、当該製品が強制適合確認の対象になる製品のリストに含まれている場合、これらの製品がロシアの規格を順守していることを確認する文書を税関申告書と共に提出することが求められる。

現在、ロシア連邦における適合確認には任意なものと同様のものがある。強制適合確認は、強制適合証明または強制適合申告の何れかを使用して行われている。

1997年8月13日付連邦政府決定第1013号および国家標準化・度量衡委員会（現・連邦技術規制・計量庁）による2002年7月30日付決定第64号「強制認証の対象となる製品のリストについて」は、GOST-R 認証制度の要求事項を順守していることの強制適合確認の対象になる製品のリストを定めている。このリストには次のものが含まれている。

- ・魚類、水産物およびその他の海産食品
- ・小麦粉を使用した製品および菓子製品
- ・ベビーフード
- ・缶詰食品
- ・ジャム、マーマレードおよび類似の製品
- ・果実、液果および野菜を使用したジュース
- ・紅茶およびコーヒー
- ・その他の種類の食品

1999年7月7日付連邦政府決定第766号「適合申告の対象となる製品のリスト、適合申告手続きおよびその登録の承認について」は、GOST-R 認証制度の要求事項を順守していることの適合申告の対象となる製品のリストを定めている。同リストには次のものが含まれている。

- ・砂糖
- ・パン類
- ・菓子類。ただし、強制認証の対象となるものを除く。
- ・乾燥果実・野菜および生鮮果実・野菜
- ・急速冷凍した果実・野菜
- ・キノコ
- ・活魚、冷蔵魚および冷凍魚。ただし、強制認証の対象となるものを除く。
- ・マカロニ製品

・その他の種類の食品

しかし、実際の通関の場合には、税関当局は、関税分類番号（HS コード、ロシア語ではТН ВЭД）に基づいた強制認証の対象になる製品の別リストを使用している（連邦税関局の 2006 年 12 月 19 日付通達第 06-73/44906 号「ロシア連邦領域内に輸入する際に強制認証が必要になる製品のリストについて」）。

このように異なる規則が使用されているため、特定種類の製品に関しては、政府／国家標準化・度量衡委員会が採用しているリストと、連邦税関局が採用しているリストの間で若干の相違が生じる場合がある。税関当局は、政府／国家標準化・度量衡委員会が採用しているリストではなく、連邦税関局内の規則を使用する傾向があるという事実がある。しかし、連邦税関局が次の公式見解を出した事例がある。その公式見解とは、輸入される製品が、国家標準化・度量衡委員会が採用している「強制認証の対象となる製品のリスト」に含まれていないが、連邦税関局が採用している「ロシアの領域内に輸入する際に強制認証が必要になる製品のリストについて」に含まれている場合には、当該製品は強制認証の対象にはならず、輸入に際して強制適合認証を必要としないというものである（連邦税関局 2005 年 4 月 5 日付通達 No.06-61/10366）。

強制適合認証の手続きの流れ

製品の強制認証は認証機関によって行われる。この認証機関は、連邦技術規制・計量庁（旧・国家標準化・度量衡委員会）から認定を受け、同庁の統一認定機関登録簿に掲載されている。

強制認証の手続きの流れは、連邦技術規制・計量庁が定めた特定の認証スキーム（方法）によって異なる。この認証スキームは、製品の種類によって、複雑さとコストが異なったものになる。適用されるスキームは、申請先の認証機関が決定する。

国家標準化・度量衡委員会の 1994 年 9 月 21 日付決定第 15 号「ロシア連邦における製品の認証手続きについて」は、10 の主要スキーム（1～10）および 6 つの追加スキーム（1a、2a、3a、4a、9a、10a）を定めている。

様々な基準、たとえば、製品の生産ラインの認証であるか、特定数量の製品の認証であるか、1 つの製品の認証であるかによって、あるいは、出荷される製品の数量に応じて、異なるスキームが適用される。したがって、スキームの種類に応じて、認証では、販売者または生産者（またはこの両者）から提出された製品サンプルの分析、あるいは、サンプル分析、生産工程の認証と分析、および定期的検査管理を組み合わせたもの何れかが行われる。

ロシアで採用されている認証の一般的規則は、国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の指針（ISO/IEC 指針：7、16、27、28、40、44）に準拠している。認証の一般的規則には、次の

段階が含まれている。

(1) 関連する認証機関に対する申請書の提出（認証の対象となる製品の生産者または販売者が行う）

認証機関に関する情報は、連邦技術規制・計量庁またはその地方部局から入手することができる。申請書には、次の情報を含めなければならない。

- 1) 申請者の氏名、住所および取引銀行に関する詳細
- 2) 製品の名称（および、関税分類番号（HS コード）またはロシア産業分類（OKP、ロシア語では OKII）に明記されているコード番号）
- 3) 製品シリーズ、特定数量の製品一組、または、1 つの製品に関する認証の申請
- 4) 認証対象の製品が適合すべき要求事項の名称、および、適用される規則の名称
- 5) その他の関連情報

(2) 申請書の審査

認証機関は、申請書を審査し、その申請書を受領してから 1 ヶ月以内に、認証の条件、認証スキーム、必要書類、および製品に対して特定の検査を実施することができる検査機関のリストなどに関する決定を行う。申請者は、特定の検査機関を選択することができる。

(3) 提出された製品サンプルの分析・テスト、関連書類の検査、必要な場合には製品の製造条件の分析を始め、必要な検査を実施する

提出された製品サンプルの製法、材料、品質および生産技術は、（製造され）輸入されて消費者に提供される製品の製法、材料、品質および生産技術と同一でなければならない。

申請者は、認証機関に対し、製品が該当する規格を順守していることの証拠となる書類を追加で提出することができる。認証機関は、これらの書類を審査した後、それ以上のテストを行うことなく、適合証明書を発行する決定を行うか、あるいは、認証に必要なテストの数を削減する決定を行うことができる。追加的な書類には次のものが含まれる。

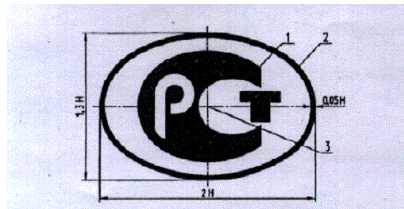
- ✓ 検査の記録（受入検査、定期的検査）
- ✓ 衛生許可書および証明書
- ✓ 外国の適合証明書
- ✓ 原産地証明書
- ✓ 外国の検査機関が実施した検査記録
- ✓ 生産者発行の技術文書
- ✓ その他

(4) 証明書および国家登録書（state registration）の発行、または、証明書発行の拒否

(5) 製品への認証マークの表示

該当する法令に基づき、強制認証手続きに合格した製品には、認証マーク（RST マーク、ロシア語表記で "PCT"）を表示しなければならない。国家標準化・度量衡委員会の 1996 年 7 月 25 日付決定第 14 号に基づき、RST マークは、製品そのもの、包装紙およびマニュアル、またはこれらのいずれかに表示されなければならない。上記のことから、食品が認証の対象になる場合には、RST マークを表示しなければならない。

製品がロシア規格の要求事項に適合していることを示す RST マークの形状は、次のとおりである。



(6) 認証を受けた製品に対するその後の検査

認証スキームに明記されている場合には、認証を受けた製品に対する検査管理が行われる。この検査は、当該製品に関する認証を行った認証機関が行う。定期的および任意の形式で、証明書が有効である期間内に、少なくとも年 1 度行われる。

検査の周期と範囲は、製品の危険水準、生産の安定性、生産量、検査管理のコストなどによって異なる。検査管理手続きは、GOST R 認証制度に明記されている同種製品に対する認証規則の中に定められている。

消費者から品質に対する苦情が指摘されるか、または、関連製品を所管する非国家機関から品質に対する問題点が指摘された場合には、認証機関は任意検査を行うことができる。

認証機関は、検査結果に基づき、証明書の効力を停止または終了させることができる。

(7) 製品が法令に適合していないか、または、認証マークを正しく使用していなかった場合の是正措置

認証機関が、認証を受けた製品が安全・品質水準を満たさず、申請者が不正に認証マークを使用していること（またはそのいずれか）を発見した場合、次のような是正措置を講ずることができる。

- 証明書の効力を停止する。
- 申請者、消費者、連邦技術規制・計量庁および他の利害関係者に、証明書の効力を停止したこと

を連絡する。

- 是正措置の期間を設定する。
- 申請者による是正措置の実施を監督する。

適合違反または申請者による認証マークの不正使用が（認証機関が承認した）是正措置によって正すことが可能で、申請者が認定検査機関でさらに検査を行うことなく製品の適合順守を立証することができる場合は、認証機関は、是正に必要とされる期間で証明書の効力を一時停止、その後効力を回復させることができる。しかし、是正が不可能である場合、または、是正措置が効果的でなかった場合には、認証機関は証明書の効力を終了させることができる。

是正措置が実施され、その結果が好ましいものである場合には、認証機関は、是正措置が実施される前と後の製品を区別するため、申請者に対し、製品に新たなマーク表示を行うよう指示する。

適合申告に関する手続きの流れ

ロシアの法令に基づき、書面で法令に適合していることを申告する（この書面は適合申告書と称される）。販売者（製造者）は、適合申告書の中で、その製品が適用される国家規格を順守していることを表明する。このプロセスには次のものが含まれる。

(1) 適合申告書の受付

申請者は、適合申告書を作成（記入）した上で、製品が該当する国家規格に適合していることを直接的または間接的に確認できる関係書類と共に、認証機関に提出し、登録する。これらの書類には、たとえば、適合申告書、原材料に関する検査記録、衛生証明書、および製品の品質を確認するその他の書類が含まれる。

製造者、販売者、または外国製造者との協定書に基づく代理人が、適合申告書を提出し、登録することができる。前記のすべての場合において、申請者、つまり、適合申告書を作成（署名）する法人はロシア法人でなければならない。

すべての関係書類（申請書、検査記録、証明書など）は、ロシア語で作成しなければならない。

適合申告書の有効期間は、販売者（または製造者）が、製品の製造予定期間または種類ごとの製品の販売予定期間を考慮して決定する。

(2) 認証機関に対する適合申告書の提出

申請者は、適合申告書と共に、登録申請書と関係書類の写しを認証機関に提出しなければならない。

(3) 管轄認証機関による適合申告書の審査、および、必要書類が受領されてから 7 日以内でその登

録が行われる

強制適合認証に関する手数料

「技術規制に関する連邦法」第 23 条は、強制適合認証のための業務に対しては、認証機関と申請者の間で締結された契約書に基づいて支払いが行われると規定している。したがって、適合証明にかかる認証業務の手数は認証機関が決定する。留意すべきことは、強制適合認証のための業務コストは、原産国あるいは申請者の法的組織形態に関係なく計算されるということである。

強制認証に関わる業務および適合申告書の登録に対する支払いに関する一般的規則と手続きは、国家標準化・度量衡委員会の 1999 年 8 月 23 日付決定第 44 号「製品・サービスを認証する際に支払における認証規則の承認について」(On Approval of the Certification Rules on Payment for Certifying Products and Services) に定められている。

上記の規則によると、申請者は、実施された証明のためのすべての業務に対しては、その業務の結果に基づいて行われた決定の内容に関わらず、自らの資金を使用して支払いを行う必要がある。

申請者は、その後に行われる製品に対する検査管理に対して、認証機関の計算に基づいて支払いを行わなければならない。

強制認証のための業務コストには、次のものが含まれている。

- (1) 認証機関に発生したコスト (強制認証に関連する業務および適合申告書の審査に関するコスト)
- (2) 検査を行う検査機関のコスト
- (3) (認証を行った後に行われる) 検査管理のために発生したコスト
- (4) 証明書の発行および適合申告書の登録に関するコスト

製品の包装、保管、利用、取扱いおよび検査機関への輸送に関するコストも、含める必要がある。

しかしながら、輸入製品に対する強制認証の場合には、その業務のコストは申請者が提出した書類の範囲に応じて計算される。

申請者は、証明書発行手数料として 100 ルーブルを支払う。適合申告書の形態で製品の法令適合を確認する場合には、申請者は、申告書を国家に登録するための手数料として 200 ルーブルを支払う。

認証機関に関する情報の入手先

その法的組織形態を問わず、以下に示した企業 (ただし、当該製品の生産者または消費者ではないことを条件とする) は、強制認証に関する業務を遂行することができる。当該企業は、強制認証

を実施するためには特別な認定を取得しなければならない。

連邦技術規制・計量庁は、認証機関の認定、および、適合確認の分野で業務を遂行することが認められた認証機関の登録簿の保管に責任を負う。

認証機関のリストは、連邦技術規制・計量庁の公式ウェブサイト (www.gost.ru) で調べることができる。あるいは、申請者は、連邦技術規制・計量庁に対し、書面で適切な認証機関に関する情報の提供を要請することができる。製品の認証において、2 つ以上の認証機関が存在する場合には、申請者は、自らの判断で認証機関を選択することができる。形式上は、認定を受けた認証機関は、あらゆる種類の製品に関して認証業務を行うことができる。しかし、実際には、それぞれの認証機関は狭い専門分野を有し、通常は、特定種類の製品、たとえば食品、生産機械、電子製品などに関して認証業務を行っている。

2.2.2 衛生・疫学証明

1999年3月30日付連邦法第52-FZ号「国民の衛生と疫学面での厚生について」に基づき、消費者に販売することを目的としてロシアに輸入された製品は、ロシアの衛生と疫学に関する要求事項を順守しなければならない。

衛生・疫学証明書は、前記の適合を確認する書類であり、輸入を行う前に取得しなければならない。

衛生証明を必要とする製品のリスト

連邦消費者権利保護・福利監督局 (“Rosпотребнадзор”) の2007年7月19日付決定第224号「衛生・疫学に関する専門技術、検査、研究、テスト、および、毒性・衛生・その他の評価について」は、衛生・疫学証明書の対象となる製品のリストを定めている。同リストには、以下に示すものを含め、ほぼすべての種類の食品と関連製品が含まれている。

- (1) 食品（個人消費用の生鮮食品または加工食品、原材料、および、遺伝子組み替え食品）
- (2) 殺虫剤および農薬
- (3) 食品と接触する材料および品目

上記の製品に関する強制証明の場合と同様、連邦税関局は、輸入を行う場合に、国家に登録する際に衛生・疫学証明書を取得する必要がある製品のリストを定めた（連邦税関局の2008年3月27日付通達第01-11/11534号を参照）。同リストは、連邦消費者権利保護・福利監督局 (“Rosпотребнадзор”) に承認された。筆者が認識している限りでは、連邦税関局が定めたリストと、Rosпотребнадзор が定めたリストの間には実質的な矛盾は生じていない。

衛生証明手続きの流れ

衛生・疫学証明の手続きには次の段階がある。

- (1) 専門家による書類の審査
- (2) 検査機関による検査
- (3) 生産施設の検査（該当する場合）

証明書の取得に必要な期間は、製品の種類と検査の複雑さに依存する。しかし、いかなる場合でも、2ヵ月を超えることはないとされている。

発行された衛生・疫学証明書の有効期間は5年である。同証明書は、次の場合には再発行される。

- 製造者または証明書の所有者が再編を行ったか、あるいは、その名称または住所が変更された場合
- 製品の名称または呼称が変更された場合

衛生・疫学証明書の発行を担当する機関

連邦消費者権利保護・福利監督局は、ロシアにおける衛生・疫学証明書の発行を監督し、この分野の国益を代表する政府機関である。

衛生・疫学に関する技術支援、検査の構成および証明書の発行は、衛生・疫学センターと呼ばれる連邦政府の保健機関が実施している。

連邦消費者権利保護・福利監督局の2007年11月12日付局令第319号で、同局から認定を受け、証明書の発行のために、衛生・疫学、衛生、毒性およびその他に関する評価作業を実施する機関が明記されている。

- (1) 連邦保健機関 連邦衛生疫学センター (Federal Center of Hygiene and Epidemiology) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.fcgsen.ru/>
- (2) 連邦保健機関 モスクワ衛生疫学センター (Center of Hygiene and Epidemiology of Moscow) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.mossanepid.ru/>
- (3) ロシア医学アカデミー 国立労働医学研究機構 (Labor Medical Science and Research Institute, Russian Academy of Medical Sciences) <http://www.niimt.ru/>
- (4) ロシア医学アカデミー 国立シシン (Sysin A. N.) 記念人間生態学・環境衛生研究機構 (Sysin Research Institute of Human Ecology and Environment Hygiene, Russian Academy of Medical Sciences) <http://www.sysin.ru/>
- (5) エリスマン (Erismann F. F.) 記念連邦衛生科学センター (Federal Hygiene Science Center) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.fferisman.ru/>
- (6) ロシア医学アカデミー 国立栄養科学研究機構 (Science and Research Institute of Nutrition,

Russian Academy of Medical Sciences) <http://www.ion.ru/>

- (7) ロシア医学アカデミー 児童・青少年衛生健康研究機構 (Children and Adolescents Hygiene and Healthcare Research Institute) <http://www.niigd.ru/>
- (8) 物理化学医療科学研究機構 (Scientific Research Institute of Physical-Chemical Medicine) (連邦保健・社会発展庁所管) <http://www.ripcm.org.ru/>
- (9) ロシア医療大学院アカデミー (Russian Medical Academy of Postgraduate Education) (連邦保健・社会発展庁所管)
- (10) 連邦国立科学研究所 ラマザエフ (Ramzaev P. V.) 記念サンクトペテルブルク放射線衛生学研究機構 (St. Petersburg Scientific Research Institute of Radiation Hygiene) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.niirg.ru/>
- (11) 連邦国立科学研究所 エカテリンブルク製造業労働者予防・保健医療センター (Industrial enterprise employees' prevention and healthcare medical science center of Ekaterinburg) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管)
- (12) 連邦国立科学研究所 北西公衆衛生科学センター (North-western Scientific Center of Hygiene and Public Health) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.sznc.sp.ru/>
- (13) 連邦統一企業 全ロシア鉄道衛生研究機構 (All-Russian Research Institute of Railroad Hygiene) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.vnijg.ru/>
- (14) 連邦国立科学研究所 中央疫学研究機構 (Central Research Institute of Epidemiology) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.pcr.ru/>
- (15) 連邦国立科学研究所 ガブリチェフスキー (Gabrichevsky G. N.) 記念モスクワ疫学・微生物学研究所 (Moscow Research Institute of Epidemiology and Microbiology) (連邦消費者権利保護・福利監督局所管) <http://www.gabrich.com/>

以下に示したものを含め、特定の製品の衛生・疫学証明書は、連邦消費者権利保護・福利監督局の責任者（ロシア連邦の主席国家衛生医師 (Chief state sanitary doctor) およびその補佐官) が署名した後に発行される。

- (1) ハーブティー、ベビーフード生産用原料（原料としての薬草を含む）、食物繊維、食品産業で使用される植物エキス
- (2) 殺虫剤および農薬

その他の種類の製品に対する衛生・疫学証明書は、連邦消費者権利保護・福利監督局の地方部局の責任者（各地域の主席国家衛生医師）が署名した後に発行される。

衛生・疫学証明書の取得に必要な書類

輸入品に関して衛生・疫学証明書を取得するためには、連邦消費者権利保護・福利監督局、その地方部局、あるいは衛生証明書の取得業務を行うことを認定された認証機関に、関係書類を提出する必要がある。これらの関係書類はロシア語で作成しなければならない（原文が他の言語で作成さ

れている場合には、それを翻訳し、公証人の認証を受けなければならない。関係書類には次のものが含まれる。

- (1) 生産方法を明記した製造者の書類
- (2) 原産地の当局が発行した、製品の安全性を確認する書類
- (3) 検査記録（該当する場合）
- (4) 検査用の製品サンプル
- (5) サンプル採取に関する報告書
- (6) 消費者向けラベルまたはそのドラフト
- (7) 使用条件を明記した、製品の技術仕様書（成分に関する情報を含む）

衛生・疫学証明書の手数料

衛生・疫学に関する検査、調査、テスト、および、毒性・衛生などに関する評価は、関係機関との契約に基づいて行われる。したがって、手数料は個別に計算される。

2.2.3 動植物検疫

動植物検疫の手続きの流れ

ロシア連邦領域内に動植物を輸入する際、動物検疫証明、植物検疫証明が必要になることがある。これら検疫証明は、農業省の下部機関である連邦動植物検疫局（“Rosselhoznadzor”）によって発行される。

農産物として使用される花・植物も植物検疫証明書を取得する必要がある。植物検疫の対象になる製品の束ごとに、植物検疫証明書が必要になる。この証明書は、連邦動植物検疫局およびその地方部局が発行する。

現在、ロシア連邦領域内に製品が輸入された時点で植物検疫の対象になる製品のリストは、連邦税関局の 2006 年 12 月 21 日付通達第 06-73/45251 号（同リストには様々な穀類が含まれている）、および連邦農業省の 2007 年 12 月 26 日付省令第 673 号（同リストには特定の植物および枯葉剤（plant decease agents）が含まれている）によって定められている。

輸入のための動植物検疫証明書の発行手続きは、農業省の 2008 年 1 月 9 日付省令第 1 号に規定されている。

植物検疫証明を取得するには、申告者は所定の書式の申請書を連邦動植物検疫局の地方部局に提出する必要がある。当局は、申請書及び必要書類の提出を受けてから 30 日以内に検疫証明に関する決定を下す。検疫証明書の有効期間は、発行日から 12 カ月を超えないとされている。

動物検疫証明は、特定の製品に対して、管轄地域の主席国家獣医師の要請に基づいて発行される。連邦動植物検疫局は、主席国家獣医師の要請を受け、30日以内に処置をする。

動物検疫証明は暦年単位で発行される。次の年の動物検疫証明の発行手続きは、前年の12月1日から始まる。

2.2.4 輸入免許

輸入免許発行の手続きの流れ

現行のロシアの法令では、特定の製品の輸入を行う際、免許が必要となる。2003年12月8日付連邦法第164-FZ号「外国貿易活動の国家規制について」において、ロシア連邦政府は、次のような場合で製品を輸入する際に、免許があることを要件としている。

- (1) 特定の製品の輸出入での一時的な量的制限（割り当て）が導入されたとき
- (2) 国家の安全保障、国民の生命・厚生、個人・法人の財産、環境などを脅かす恐れがある製品（例えば、化学試薬、エタノールまたはアルコール含有製品、産業廃棄物など）の輸出および輸入、またはそのいずれかで強制許可が導入されたとき
- (3) 特定の製品の輸出および輸入、またはそのいずれかで独占権が交付されたとき
- (4) ロシア連邦が国際的義務を行使するとき

上記の許可証は、ロシア連邦の工業商務省（Ministry of Industry and Commerce）によって発行される。免許制とされている品目は、主に軍事関連製品、爆発物、危険物（例えば、放射線物質）、医薬品、暗号化製品などが挙げられる。

対象品目には、食肉・家禽製品といった食品も一部含まれている。これらは2005年12月5日付連邦政府決定第732号「2006～2009年における牛肉、豚肉、家禽肉の輸入について」に規定されている。

2005年6月9日付連邦政府決定第364号「外国貿易活動分野での許可制および発行免許の連邦データベースの創設・維持について」によれば、工業商務省は次の種類の免許を発行する。

- (1) 一次輸入免許：特定の数量で特定の品目を輸出または輸入する契約に基づいて申請者に対して発行される。免許の有効期間は1年を超えない。
- (2) 一般免許：特定の数量で特定の品目を輸出または輸入することを認める連邦政府の決定に基づき、申請者に対して発行される。免許の有効期間は1年を超えない。
- (3) 独占免許：連邦法で規定された特定の品目の輸出入に関する独占権を与える免許が申請者に発行される。

輸入免許を取得するには、申請者は工業商務省に対して、法律の規定に基づいて、所定の書式の申請書、免許の対象となる製品の供給契約書の写し、申請者が国家登録されていることが確認できる書類（国家登記や税務登録証明書）の写しを含む一連の書類を提出する。書類を提出してから 20 日以内に、免許の発行（または発行の却下）が行われる。

食肉輸入免許取得の場合、実際にはロシア政府が設けている輸入の割当量が重要となってくる。割当量は品目や原産国によって異なる。例えば、生鮮・冷蔵・冷凍の豚肉の輸入割当量は全体で 53 万 1,900 トン、うち EU 産が 25 万 3,400 トン、米国産が 10 万トン、パラグアイ産が 1,000 トン、その他諸国産が 17 万 7,500 トンとなっている。したがって非 EU 産の場合、EU 産の割当量と比べて少ないものとならざるをえない。ロシア政府が EU、米国産の割当を拡大して、他国産の割当量を減らすということも実際起きている。そのうえ、少なくとも数年に渡って問題なく輸入を行った実績のある企業には政府から優先的に割当を与えられ、他の企業は残りの割当をあてがわれるということがある。

2.3 通関手続き

農産物の通関に必要な書類

a. 必要な通関用書類

製品の通関に必要な主要書類は、登録輸入者（または登録輸入者の業務を代行する専門通関業者）が作成し、提出される税関申告書である。同申告書が然るべく提出された後、税関当局は、同申告書の該当部分に記入し、かつ、申告された通関方法に基づく製品の輸入を承認するスタンプを押す。

b. 必要なその他の書類

輸入者は、税関当局に対し、税関申告書の他に、以下に示したものを含め、他の関連書類を提出しなければならない。

一般的に、特定の通関手続きで要求された場合、申告対象の製品に関連する外国貿易契約書（付属文書を含む）および／またはその他の商業書類は、輸入申告書および必要なその他の書類と共に税関当局に提出しなければならない。

しかし、関税基本法第 130 条は、製品の輸入に先立って輸入申告書を提出する必要があることを規定している。この場合、登録輸入者は、貨物税関申告書と共に、関連商業書類の写し（原本が利用できない場合）を提出し、該当する通関手数料を支払う。留意しなければならないことは、事前に提出する貨物税関申告書の対象となる製品は、税関申告書が受け入れられた日から 15 日以内にロシア税関当局による検査のために提出する必要があるということである。これを怠ると、当該製品に関する税関申告書は提出されなかったものと見なされる。

- (i) 税関当局に対して輸入者／輸出者を代表して活動する法人／個人の権限を確認した書類
- (ii) ロシア領内で事業を行う法人の法的能力、および税関申告書に明記されたデータを確認した書類（たとえば、定款／設立書類、外国法人の支店または駐在員事務所の認定証明書、個人のパスポート（身分証明書）、法人または個人事業主の国家登録証明書など）
- (iii) 当該法人の税務登録書類
- (iv) 製品の申告価格を証明する書類
- (v) 特定の通関方法に関連して要求された場合、申告対象の製品に関連する外国貿易契約書（該当する場合には付属文書を含む）および／またはその他の商業書類（たとえば、販売者／輸出者が作成した商業送り状、船積書類など）
- (vi) 該当する場合には、ロシアの銀行が承認した為替管理書類である、外国貿易契約書の取引用パスポート（transaction passport）
- (vii) 該当する場合には、特恵関税率または税制優遇措置の適用を受ける権利があることを証明する書類
- (viii) 関税品目分類に関する事前決定、あるいは必要な場合に原産地に関する決定
- (ix) 許可書、ライセンス、証明書、あるいは、次のものを含め、当局が発行したその他の書類
 - ✓ 適合証明書または適合申告書（輸入製品が強制認証の対象になる製品のリストに含まれている場合）
 - ✓ 衛生・疫学証明書（該当する場合）
 - ✓ 人間に脅威をもたらす恐れがある特定種類の製品、あるいは、ロシアに初めて輸入される特定種類の製品の国家登録証明書（該当する場合）
 - ✓ 動物検疫証明書（該当する場合）
 - ✓ 植物検疫証明書（該当する場合）
- (x) 通関手数料の支払いを証明する書類
- (xi) 要求された場合には、通関手数料の支払いのための担保の提供を明記した書類、および、その他の保証書（輸入品に関する通関手数料が全額支払われている場合には、この規定は適用されない）、ならびに、製品の国際輸送に関する書類
- (xii) 該当する場合には、製品に特定の通関方法を適用することに対する税関の許可書（内部消費のための輸入の場合には、この許可書は、貨物税関申告書にスタンプを押して発行される）
- (xiii) 税関申告書に添付される書類のリスト
- (xiv) ロシアの法令で要求されるその他の書類

通関に必要なその他の手続き

関税基本法および2008年2月16日付連邦政府決定第94号は、以下に示した管理を行った後に限り、通関手続きを実施することができると定めている。

- (1) 衛生管理
- (2) 動植物検疫管理

(3) 輸送管理

(4) 車両所有者に対して、民事責任を補償する保険に加入する義務を履行させるための管理

衛生管理および植物衛生管理は、ロシアの国境に位置し、特別な設備を備えた検問所で、連邦消費者権利保護・福利監督局と連邦動物植物検疫局の検査官が実施している。衛生管理は、他のあらゆる種類の管理を行う前に実施される。

検査官は、製品に添付されている書類、製品自体および車両を検査し、テスト用サンプルを採取する権限を有している。

税関当局が特に注意する事項

関税基本法に基づき、通関検査は選択的に行われている。したがって、これらの管理は、税関手続きでの法令を順守する範囲内で最小かつ十分なものとされている。

税関当局が実施する通関検査には、通関の際に税関当局に提出された税関申告書および関連書類に明記された情報の正確性の検査、関税/手数料/付加価値税 (VAT) が全額支払われているかどうかのほか、かつて輸入された製品に関する税関監査も含まれる。

実際には、税関検査官は、輸入製品を検査する際には極めて形式的な手法を採る。したがって、すべての関連書類、マーク表示および包装などは、法律の規定を厳格に順守していなければならない。税関当局は、通関の際、必要なあらゆる適合証明書、適合申告書、衛生・疫学証明書および検査証明書が提出されているかどうか、有効かどうか、および、真正なものであるかどうかを確認する。

一般的に、税関当局は、法律に明記されている要求事項を超えて検査をすることはしない。しかし、税関ごとに特に注意する事項がある場合がある。しかし、その相違点は重要なものではない。

関税基本法第 366 条に基づき、税関検査官は次の措置を講じることができる。

- (1) 書類および関連情報を検査する
- (2) 製品を開梱することなく、製品を目視検査する
- (3) 製品を開梱し、物理的に検査する
- (4) 製品の特別なマーク表示 (物品税マークの表示 (excise marks) など) を検査する
- (5) その他の検査を行う

サンプルおよび展示会用製品の輸入

サンプル製品および展示会用に提供される製品に関する要求事項も、いくつかの例外を除き、ロシア国内で販売するために輸入される通常の製品の場合とほぼ同一である。

サンプル製品および展示会用製品には、同種の通常の製品に適用されるものと同一の輸入関税、手数料および税金が課される。しかし、サンプル製品および展示会用製品がロシア国外に製品を移送するか（たとえば、出荷地に戻す）、または、保税倉庫に戻すことを認めた通関方法で輸入された場合、かかる製品はロシア国境を通過した日から1ヵ月以内に戻されることを条件として、輸入関税、手数料および税金が免除される。

輸入者は、以下に示した種類の製品に関しては、義務的な国家規格を順守していることを確認する書類（適合証明書、適合申告書など）を提出することは免除される。

- (1) ロシアの関税品目分類（HSコード、”ТН ВЭД”）の中において同一コードで分類されている同一種類の製品であって、その見本が1～5個で、重量が50kgを超えていない。ただし、登録輸入者が、税関検査官に対し、当該製品がロシア国内で販売されるものではないことを適切に保証することを条件とする。
- (2) 実物を示すことを目的とした製品（宣伝、景品）
- (3) 認証手続きに関連する、試験・検査を実施するためのサンプル製品
- (4) 類似製品に対する注文書を取得することのみを目的とした製品サンプル。ただし、製品に特別な表示を行うか、または、販売できないように破壊されることを条件とする。

義務的な国家規格を順守していることを確認する書類を取得することなく、試験・検査用の製品サンプルを輸入する場合、当該製品の輸入者は、税関当局に対し、認証機関に対する申請書の写し、および、認証に必要なサンプルの種類と数量を確認した認証機関の書簡を提出する必要がある。

当該輸入者は、以下に示した種類の製品に関しては、衛生・疫学証明書の提出は免除される。

- (1) 衛生・疫学証明書および衛生・疫学証明書取得手続きに関わる、試験・検査のための製品サンプル
- (2) 展示用に輸入される製品（放射性製品および感染症を有している製品（native infection containing goods）を除く）
- (3) 宣伝および販促の目的で輸入される製品（放射性製品および感染症を有している製品を除く）
- (4) ロシア領域とは見なされない車両上で使用することが意図された食品（放射性製品および感染症を有している製品を除く）

2.4 その他関連事項

輸入が制限される品目

該当する規格を順守していることを確認する関連書類を取得しなければ製品の輸入が禁止される

一般的輸入制限の他に、特定の品目または特定の原産地に関して輸入が禁止ないし制限される場合がある。

特定の国を対象として輸入が制限されることに関する情報は、連邦動植物衛生監督局のウェブサイト (www.fsvps.ru) で入手することができる。

水産物等を日本から輸出する場合、加工施設等を事前に登録し、所定の要件を満たす必要がある。詳細は、水産庁ウェブサイトにて述べられている。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/russia/index.html>

日本での BSE 発生により、2001 年 10 月から日本産の反すう動物の生きた動物、受精卵、骨付き牛肉、羊肉、反すう動物の臓物などの副産物、その他の原料の輸入が禁止されている。ほか、日本での新型インフルエンザ感染拡大を受け、大阪府、兵庫県、滋賀県産の、生きた豚、および 2009 年 5 月 20 日以降に生産され、セ氏 80 度以上で 30 分以上加熱処理していない豚肉・同加工品の輸入が禁止されている。

家禽類についても、鳥インフルエンザの発生で日本産の輸入がこれまで禁止されていたが、2008 年 12 月 1 日から、生きた家禽、種卵、家禽類の肉、全ての種類の家禽生産食品、家禽類向け飼料、飼料添加物、使用済みの機器類の輸入禁止措置が撤廃された。

第三国経由の輸入

第三国経由の輸入および／または国外に存在する企業 (off-shore vehicles) を使用してロシアに製品を輸入することは、ロシアの法律に違反することではないが、一般的規則の適用を受ける。

しかしながら、第三国経由の輸入の場合、輸入される製品の原産地に関する判断に関していくつかの問題が生じる可能性がある。したがって、原産地基準に基づいて、輸入者にいくつかの制約が課される場合がある。

関税基本法では、(i) 製品が全面的に製造された国、または、(ii) 製品の十分な加工が行われた国が製品の原産地と見なされている。特定の製品の製造に 2 ヶ国以上が関与した場合、当該製品に関して最後の加工または最後の製造が行われた国が製品の原産地であると見なされる。

所有権を移転させ、ロシアに製品を輸入するために国外に存在する企業 (off-shore vehicles) を利用することは、ロシアの法律の要求事項に違反するものではないが、これらの企業 (off-shore entities) では、いわゆるグレー通関が行われていると言われている。グレー通関とは、主に、輸入される製品に関して、(市場価格を下回る) 内部移転価格を使用する多くの外国企業を関与させることによって、ロシアの国境での関税評価額を引き下げることである。したがって、経済的に十分正

当な理由がないままに外国企業を起用することは、ロシア税関に疑念を抱かせる可能性がある。

第3章 関税率など税金、手数料

3.1 関税

農産物を始めとする製品の輸入は、一般的に、輸入関税と通関手数料の適用を受ける。農産物を始めとするあらゆる種類の輸入製品に適用される関税（手数料）の金額は、ロシアの関税品目分類（HSコード、「ТН ВЭД」）に定められており、輸入製品の関税評価額に基づいて計算される。

外国貿易契約書に基づいてロシアに輸入される製品の関税評価額には、たとえば、契約価格、保険コスト、ロシア国境までの輸送コスト、ならびに、顧客が当該製品の売買の条件として直接的にまたは間接的に支払う必要があるものであって、輸入され、税関で価値の査定が行われる製品に関連するライセンス料および関連手数料が含まれなければならない。

1993年5月21日付連邦法第5003-1号「関税率について」は、輸入製品の関税評価額を決定するための方法として、次の6つを定めている。

- 手法1—取引金額（契約金額）によるもの
- 手法2—同一製品の取引金額によるもの
- 手法3—類似製品の取引金額によるもの
- 手法4—金額の控除によるもの
- 手法5—金額の積み上げによるもの
- 手法6—留保によるもの（reserve method）

上記の手法は優先順に定められている。したがって、手法1を適用できる場合には、その手法は他のすべての手法に優先して適用される。

関税品目分類に掲載されているコードからの選択は、同リストの製品分類に関する事前決定の形式で、登録輸入者または税関当局が行うことができる。しかし、留意すべき重要なことは、この事前決定はこれを採用した日から5年間有効であるということ、および、すべての税関当局によって使用されなければならないということである。登録輸入者が製品に関する分類を行った場合には、税関当局がその分類を検証し、間違いがあれば、これを変更することができる。

輸入関税率は、2006年11月27日付連邦政府決定第718号に定められている。この関税率は、輸入製品の関税評価額に対する比率（%）で表示されており、5%～25%程度となっている。特定種類の製品の場合、輸入関税は単位数量当たりまたは単位重量当たりの固定金額（単位はユーロ）で計算される。ロシア関税率表の名目数値は、ロシアが「最恵国」（MFN）待遇を認めた諸国から輸入される製品に適用される。その他の非MFN諸国で生産された製品には、この名目数値の2倍の輸入関税率が適用される。一部の開発途上国で生産された特定種類の製品には、低い関税率（関税

率表の名目数値の0.75%)が適用される。さらに、後発開発途上国から輸入された製品には、関税は課されない。日本は、ロシアがMFN待遇を認めた諸国のリストに含まれている。

関税を計算する場合、農水産物は次のグループに分類される。魚類・貝類、軟体動物およびその他(関税率は関税評価額の10%~20%)、乳製品、鶏卵、蜂蜜およびその他(関税率は高い品目で関税評価額の15%)、野菜(関税率は高い品目で関税評価額の15%)、果実およびナッツ(関税率は産物の関税評価額の5%~10%)、穀物(関税率は高い品目で関税評価額の5%。一部の関税率は1kg当たり0.07ユーロ)、木材、その他の植物、切花および観賞植物(関税率は関税評価額の5%~15%)。

1993年5月21日付連邦法第5003-1号「関税率について」は、輸入製品に関して季節関税を設定することを認めている。しかし、この季節関税の有効期間は、1年の内の6ヵ月間を超えることはない。現在、2009年1月1日から5月31日までの間にロシアに輸入される甘藷糖と特定種類の砂糖に対しては、季節関税が課されている(1000kg当たり220~270米ドル)。

関税は、登録輸入者、通関業者、または、輸入者の名前で他の人物/法人が支払う。関税は、製品がロシアの関税国境に位置する税関当局に搬入された日から15日以内に支払う必要がある。関税は、税関当局の出納係またはその特別銀行口座に支払う。

3.2 関税以外の税・手数料

輸入付加価値税 (VAT)

輸入製品には、ロシアの販売付加価値税と同一の料率で輸入付加価値税(VAT)が課される(18%、10%、0%)。政府の措置により、18%のVATは数年以内に15%~16%に引き下げられ、10%のVATは廃止される可能性がある。しかし、今までのところ、この件に関する最終的な決定は行われていない。

VATは、ロシアに輸入されるすべての製品に課されるものであるほか、ロシア国内での製品、役務およびサービスの販売に対しても課される。一般的なVATの税率は18%で、これは、ほとんどの製品、役務およびサービスに適用されている。10%のVATは、医薬品、子供用の製品および特定の食品を始めとする一部の製品に適用されている。0%のVATは、他の医療機器、医薬品、芸術品および文化財に適用されている。

物品税

物品税は、タバコ製品、蒸留酒・アルコール飲料、ビール、自動車、石油製品、ディーゼルおよび潤滑油を始め、一部の製品の輸入に課される。アルコール製品以外の食品は、総じてこの対象には入らない。

通関手数料

ロシアの関税基本法は通関手数料を定めている。同手数料は、輸入製品の関税評価額に対して比率（％）で課される。ただし、100,000ルーブルが上限となっている。

第4章 食品産業に関わる法令（輸入を除く）、規格および規則

	(1) 規則および規格の状況と概要	(2) 関連規則の実施・改訂の現状	(3) 実施・改訂の背景 (該当する場合には、最近の傾向)	(4) 規制当局
食品衛生	<p>1999年3月30日付連邦法第52-FZ号「国民の衛生・疫学面での厚生について」に基づき、消費者に販売することを目的とした製品は、ロシアの衛生・疫学に関する要求事項を順守しなければならない。</p> <p>食品、食品添加物、原材料、食品と接触する材料は、衛生に関する要求事項を順守しなければならない。</p> <p>新たに開発された種類の製品の生産、使用および消費者向け販売は、必要な衛生・疫学検査を実施し、衛生・疫学許可書を受領した後に限って、認められる。</p>	<p>2007年7月19日付連邦消費者権利保護・福利監督局令第224号「衛生・疫学に関する専門的な調査、検査、研究、試験、および、毒性・衛生・その他の評価について」は、衛生・疫学証明書の対象になる製品のリストを定めている。同リストには、以下のものを含め、ほぼすべての種類の食品が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 食品（消費者向けの生鮮／加工食品、原材料、遺伝子組み換え原料を使用した食品） - 殺虫剤および農薬 - 食品に接触する材料および品目 	<p>国家当局は、検査とサンブル・テストを通じて、食品の生産、輸送、貯蔵および販売に対する統制を強める傾向にある。</p> <p>牛乳生産施設、食肉生産施設および遺伝子組み換え製品に対しては、特別な注意が払われる。</p>	<p>連邦消費者権利保護・福利監督局は、食品が衛生・疫学に関する要求事項を順守しているかどうかを統制・監視する責任を有している。</p>
食品のラベル表示	<p>食品のラベル表示に関する要件は、1992年2月7日付連邦法第2300-1号「消費者の権利の保護について」、および2000年1月2日付連邦法第29-FZ号「食品の品質と安全性について」に定められている。</p> <p>これらの法律は、食品に表示すべき情報を定めている。その情報は次のとおりである。技術規則の参照、法令順守の義務的確認が行われたことを示すマーク、主要成分（栄養補給剤およ</p>	<p>製品が購入される時点で、ロシア語で書かれた、明確で、分かりやすい情報を消費者に提供する。この情報は、ロシア連邦の地域の公用語、および、ロシア連邦の国民の母国語を使用して消費者に提供することもできる。特定の製品のラベル表示に適用される要求事項は、2003年12月29日付連邦技術規制・計量庁決定第401-ST号によ</p>	<p>ロシア連邦の現在の証明制度は、改訂作業中である。すべての技術的要求事項が採用された後には、製品に適用される関連要求事項が含まれることになる。したがって、従来使用されていた国家規格はその時点で効力を失う。</p>	<p>連邦消費者権利保護・福利監督局は、食品の適切なラベル表示に関する統制・監督に責任を有する機関である。</p>

	(1) 規則および規格の状況と概要	(2) 関連規則の実施・改訂の現状	(3) 実施・改訂の背景 (該当する場合には、最近の傾向)	(4) 規制当局
	び生物活性補給剤の名称を始めとする成分、遺伝子組み換え生物に由来する成分（0.9%を超える場合）、特定の疾病に関連する使用禁止情報）など。	って承認された国家規格 GOST-R 第 51074-2003 号「食品についての消費者向け情報に関する一般的要件」（Food products. Information for Consumer. General Requirements）の中に定められている。		
原産地の確認	<p>国内市場との関連において、製品の自然の特徴または原産地の人的要因のために特別な特性を有する場合には、その原産地が重要になる可能性がある。</p> <p>その製品が生産された地域のみが、その原産地であると称することができる。しかし、ロシア連邦において、その原産地を称する製品の名称に対して法的保護を受けるためには、その法的保護は原産地で行われなければならない。</p> <p>この原産地の確認は、ロシアの民法および国際協定に規定されている。</p> <p>原産地に基づいて禁止、制限または異なる関税率が適用される場合には、製品の原産地が輸入に影響を与える。</p> <p>原産地確認に関する規則に基</p>	<p>製品の原産地確認に関する関税基本法の規定の実施は、これらの規定が長期に渡って実施されていることを踏まえると、総じて安定的であると言える。</p> <p>税関当局は、製品の原産地を確認するため、原産地申告書または原産地証明書を要求する。</p> <p>紛争は、上位の税関当局または裁判所によって解決される。</p> <p>製品の原産地の名称の保護は、管轄裁判所に対して申請することができる。この場合、民事手続きが適用される。</p>	<p>最近、知的財産権（製品の原産地の名称を含む）が強化される傾向にある。</p> <p>税関は、知的財産権の所有者と協力し、権利者の同意を得ずに行われる製品の輸入を差し止めることがある。製品の原産地の名称の保護にも適用される可能性がある。</p>	<p>連邦税関局は、通関での原産地の確認を管轄している。</p> <p>連邦知的財産・特許・商標局（Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks）は、製品の原産地の名称を管轄している。</p>

	(1) 規則および規格の状況と概要	(2) 関連規則の実施・改訂の現状	(3) 実施・改訂の背景 (該当する場合には、最近の傾向)	(4) 規制当局
	<p>ついで、特惠関税率または特惠ではないその他の貿易政策が適用される。</p> <p>これらの事項は、ロシア連邦の関税基本法に規定されている。</p>			
遺伝子組み換え食品 (GMF)	<p>遺伝子組み換え微生物を利用して生産された新たな製品は、連邦消費者権利保護・福利監督局に登録し、かつ、その製品が安全かどうかに関する試験を受けなければならない。</p> <p>GMFをロシアに輸入するためには、衛生・疫学検査を受けなければならない。</p> <p>食品の衛生に関する要求事項、および、GMFの安全性評価に関する連邦消費者権利保護・福利監督局の権限は、2001年11月14日付同局決定第36号「衛生規則の施行について」に規定されている。</p> <p>1996年7月5日付連邦法第86-FZ号「遺伝子工学技術(GEA)の分野における国家規制について」(On State Regulation in the Sphere of Genetic-Engineering Activity (GEA))は、GEA分野における規則を定めている。GMFは強制認証の対象である。</p>	<p>食品生産に使用される遺伝子組み換え微生物(GMM)は、微生物学的/分子遺伝学的検査を受けなければならない。</p> <p>GMMが、製品中にその成分の0.9%を超えて存在する場合には、その旨を製品(または付属書類)に表示することが義務化されている。</p>	<p>ロシアでは、最近の傾向として、GMMが使用されていないことが製品に自主的に表示されている。</p> <p>連邦消費者権利保護・福利監督局によると、0.9%を超えるGMMを含む製品がロシアの食品市場で占める比率は、1%未満である。しかし、そのうちの90%は、GMM含有であることを示す義務的表示を行っていない。</p> <p>その結果、GMFに対する監督が優先課題であることが宣言された。</p>	<p>連邦消費者権利保護・福利監督局は、ロシア連邦におけるGMFの販売に対する統制を行う機関である。</p>

	(1) 規則および規格の状況と概要	(2) 関連規則の実施・改訂の現状	(3) 実施・改訂の背景 (該当する場合には、最近の傾向)	(4) 規制当局
	2007年11月30日付連邦消費者権利保護・福利監督局決定第80号「遺伝子組み換え生物を含む食品の流通の監督について」は、GMMの存在を確認する方法を定めている。			
食品の安全性 (たとえば、残留殺虫剤、動物用医薬品、食品添加物、残留重金属、異物混入防止)	食品中の毒性物質(有機物および非有機物)の最大濃度に関する規格は、衛生規則・基準(SanPiN)第2.3.2.1078-01号「食品の安全性と栄養価に関する衛生要件」(Hygienic requirements on safety and nutrition value of food products)に定められている。 特定種類の食品に関する新製品(これだけに限定するものではないが、遺伝子組み換え製品、ベビーフード、食品添加物、乳製品、糖尿病食品を含む)は、連邦政府決定(2000年12月21日付第988号)によって採択された。	規則と規格は定期的に見直されている。		連邦消費者権利保護・福利監督局、連邦動物検疫局、主席国家医師
ベビーフード	ベビーフード製品の生産に使用される原料および最終製品の品質/栄養価/要求事項、ベビーフードの包装に関する要求事項、技術的プロセスに関する制限、および、国家管理手続きは、SanPin第2.3.2.1940-05号の中に定められている。	規則と規格は定期的に見直されている。特定の製品は、臨時の衛生・疫学検査が実施されるまで、販売と使用が制限される場合がある。		連邦消費者権利保護・福利監督局、主席国家医師

	(1) 規則および規格の状況と概要	(2) 関連規則の実施・改訂の現状	(3) 実施・改訂の背景 (該当する場合には、最近の傾向)	(4) 規制当局
	ベビーフードに使用することが認められる食品添加物の種類と最大濃度は、SanPin 第 2.3.2.1293-03 号付属資料 4 で定められている。 新たなベビーフード製品の義務的登録(食品の安全性に関する上の項を参照)			
食品添加物の規格(許可リスト、禁止リスト、制限リスト、および、対象物質の簡単な説明と基準値)	使用が認められた食品添加物は、SanPin 第 2.3.2.1293-03 号の付属資料 1-3 の中に定められている。このリストには、特定の製品に使用することが認められ、小売販売することが認められた食品添加物に関する正確な情報が記載されている。 新たな食品添加物の登録義務(食品の安全性に関する上の項を参照)	規則と規格は定期的に見直されている。特定の食品添加物は、臨時の衛生・疫学検査が実施されるまで、販売と使用が制限される場合がある。		連邦消費者権利保護・福利監督局、主席国家医師

第5章 消費者の権利の保護

消費者の権利の保護に関する主要な規定は、1992年2月7日付連邦法第2300-1号「消費者の権利の保護について」（以後「消費者保護法」と称す）に定められている。消費者、製造者、販売者または輸入者の間で発生した紛争は、主に消費者保護法と民法の規定に基づいて解決されている。これらの法律は、消費財が契約条件を順守すべきこと、および、契約違反を起こした場合の責任に関する規定を順守すべきことに関する一般的要求事項を定めている。

消費者保護法は、製造者と事業者、または、製造者と個人的使用以外の目的で製品を購入する個人との間の契約関係（企業間の関係）には適用されない。

ロシアの消費者保護法は極めて消費者寄りであり、購入された製品に欠陥があった場合には、消費者に広範な権利を認めている。

消費者が欠陥製品を購入し、販売者が契約書の中でその欠陥に言及していなかった場合には、消費者は、消費者保護法に基づき、その裁量で次の何れかを要求することができる。

- (1) 欠陥製品を同一ブランド名の製品と交換する
- (2) 欠陥を迅速に、無償で修理するか、あるいは、消費者または第三者が欠陥を修理することによって消費者に発生した費用を補償する
- (3) 欠陥製品の購入価格を欠陥に応じて割り引く
- (4) 欠陥製品を異なるブランド名の類似製品と交換し、購入価格を再計算する
- (5) 売買契約を破棄し、当該製品の代金を返還する（この場合、消費者は、販売者の要求に基づいて、販売者の負担で欠陥製品を返品する）

ロシアの法令では、消費者に知らせるべき情報に関する特別な要件のリストを定めている。消費者は、消費者保護法に基づき、企業名、正式な住所、営業時間帯および取り扱い製品を含め、製造者（または販売者）に関する適切で正確な情報を受領できるとされている。製品が購入される時点で、ロシア語で書かれた、明確で、分かりやすい情報が消費者に提供されなければならない。この情報は、ロシア連邦の地域の公用語、およびロシア連邦の国民の母国語を使用して消費者に提供することもできる。

さらに、製造者は、消費者に対し、製品に関する適切で正確な情報を提供することが義務付けられている。これは、消費者が情報に基づいて選択を行うことができるようにするためのものである。

製品に関する情報には、以下の内容を含めなければならない。

- (1) 製品の名称
- (2) 技術規則に対する参照、または、法令順守の義務的確認が行われたことを示すマーク（もし、

適用されるものがあれば)

- (3) 主要成分（栄養補給剤および生物活性補給剤の名称を始めとする成分、遺伝子組み換え生物に由来する成分（0.9%を超える場合）、特定の疾病に関連する使用禁止情報）など
- (4) ルーブル建ての価格
- (5) 製品を効果的に、安全に使用するための規則と条件
- (6) 製品の貯蔵寿命、および、期限が切れると製品が有害になるという場合には、貯蔵寿命が経過した場合に消費者が行わなければならない措置に関する情報（これを怠るとどのような結果になるかについての情報を含める）
- (7) 生産者（販売者、輸入者）の商号と住所（所在地）、営業時間帯およびライセンスの内容（ライセンスが必要な場合）
- (8) 製品の強制適合認証に関する情報
- (9) 製品の販売に関する特定の要求事項（該当する場合）
- (10) 過去における製品の使用に関する情報（該当する場合）、または、過去における欠陥の除去に関する情報（該当する場合）

留意すべきことは、この情報はロシア語で消費者に提供しなければならないということである。

製品に関する前記情報は、製品に添付された技術文書、ラベル、マークまたは特定の製品に認められる他の方法で消費者に伝達しなければならない。製品の法令順守に関する義務的証明についての情報は、技術規則に関する法令に定められた方法（たとえば、製品に関する技術文書、特別な識別マーク）で提供しなければならない。

GOST-R 認証制度に基づき、製品は、同制度の要求事項を順守していることを示す RST マークを表示しなければならない。同マークは、適合証明書または適合申告書が認証機関に登録された後に、製品の表面に印刷することができる。同マークは、製品、その包装および技術文書に表示することができる。同マークは、製品の貯蔵期限が切れるまで、見やすい所に安定的な方法で貼付する必要がある。同マークの貼付は、同証明書または同申告書の所有者の費用負担で行わなければならない。技術規則の順守は、「市場販売許可」(circulation on the market) マーク（将来、認証マークの代わりに使用される）によって確認することができる。

特定種類の包装済み食品のラベル、タグまたはスリップには、次の情報をロシア語で表示しなければならない。

- 栄養価（カロリー、タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン、多量元素および微量元素）
- 用途の指定および使用条件（子供用食品、ダイエット食品および栄養補助食品）
- インスタント食品（ready-to-go meals）の調理方法（濃縮製品、インスタント食品（convenience foods）の場合）
- 貯蔵条件（特定の貯蔵条件が適用される製品の場合）

- 製造日および包装日

ロシアの法律により、消費者の権利保護に関する紛争は企業ではなく個人に関わるものであるので、商事裁判所ではなく、一般的管轄権を有する裁判所で審理が行われる。

請求額が100,000ルーブル以下の場合には、その請求は治安判事裁判所に対して行われる。その他の場合には、紛争は地方裁判所で審理される。

一般的に、企業を相手として行われる請求は、当該企業が位置する場所を管轄する裁判所に対して提起される。しかし、消費者の権利の保護に関する請求は、原告の裁量により、原告（個人）の居住地または滞在地を管轄する裁判所、あるいは、契約書が締結された場所または履行された場所を管轄する裁判所に対して提起することができる。

欠陥製品の使用に起因して消費者の生命が失われるか、あるいは、健康または財産に被害が生じた場合、消費者保護法に基づき、消費者がその裁量で指定した販売者または製造者は、その損害を全面的に補償しなければならない。被害者が当該販売者との間で契約関係を樹立したか否かを問わず、当該被害者にかかる損害の補償を請求する権利が認められる。

さらに、損害が製造者（販売者または輸入者）の過失によって引き起こされたものである場合には、消費者は、これらの人物に精神的損害に対する補償を請求することができる。

消費者保護法は、裁判所が消費者の請求を認めた場合、製造者（販売者または輸入者）は、当該消費者の要求に対する非自発的充足のための罰金として、当該消費者に対して認められた総額の50%を支払う義務があると規定している（これは、当該消費者が請求したか否かは問わない）。

第6章 通関を巡る紛争解決

税関当局は、ロシア連邦の国境を越えて行われる外国製品の輸送に関して、きわめて広範な統制権限を有している。税関に関わる法律・手続きに対する違反を理由としてロシア国境において製品の移動を停止させることを始め、強制措置が頻繁に講じられるため、税関当局との間に紛争が発生することがある。

関税基本法は、通関検査の実施と管理、関税／税金の徴収、適時の支払いの管理と強制徴収、国境を越えて行われる製品の適切な移動の管理、輸入品がロシアの義務的な要求事項および制限事項を順守しているかどうかの管理、密輸の防止、通貨管理を始め、ロシア税関当局の権利と権限を定めている。

通関手続きに対する各種の違反行為およびその責任は、行政違反基本法（Administrative Violations Code of the Russian Federation）（以後、行政違反法と称す）に定められている。同法は、ロシア連邦の関税国境を越えて行う違法な製品の輸送、申告の不履行、製品に関する申告を行う場合の偽りの情報の提供、ロシア連邦における製品に関する禁止／制限事項を無視して行う製品の輸送、税関申告書の提出に関する条件に対する違反、通関検査のために提出された指定書類が無効であった場合などに対する責任を定めている。

さらに、刑法第 188 条は、通関検査を受けないか、詐欺的な書類を使用するか、氏名を偽るか、申告を行わないか、または、偽りの申告によって、ロシア連邦の関税国境を違法に越えて、多額（250,000 ルーブル）または超多額（1,000,000 ルーブル）の製品を輸送することと定義されている密輸に対する責任を定めている。

密輸に対する最も重い罰則は、12 年以下の懲役および重加算税である。重要なことは、ロシアの法律では、法人に刑事責任を課すという概念がないということである。したがって、密輸の刑事責任は個人が負うということになる。

輸送される製品の実際の数量と申告された数量との不一致に起因する紛争は、数多く発生している。税関当局は、かかる不一致が判明した場合、行政違反法第 16.2 条に基づいて、行政手続きを開始し、違反の対象となった製品を没収するか、または、没収せずに輸入者に罰金を科すことができる。

しかし、判例（北西管区連邦商事裁判所の 2007 年 10 月 4 日付決定第 A56-34082/2006 号および連邦最高商事裁判所の 2008 年 10 月 9 日付決定第 12317/08 号）は、次のように述べている。すなわち、違法行為を構成する要素が欠落しているために行政手続きが中止された場合でも、税関当局は、関税国境に製品が留置されたために輸入者に発生した損害については責任を負う必要はないと

いうものである。裁判所は、通常、損害と税関当局による措置との間の因果関係を立証することはできないとの立場を取る。

関税に関する紛争の大半は、輸入製品の関税評価額の決定に関するものである。製品の関税評価額は関税額の計算の根拠になるので、その正確な計算は極めて重要である。関税基本法第 288 条と連邦法「関税率について」に基づき、税関当局は、製品の関税評価額が正確に計算されていることの証拠となる書類または情報が存在しない場合、製品の関税評価額を変更する権限がある。

関税品目分類（HS コード、”ТН ВЭД”）に基づく製品の分類コードに関しても、類似の紛争が発生している。関税基本法第 40 条に基づき、税関当局は、コード配分手続きに違反があった場合には、その裁量でコードを配分する権限がある。この条項は、登録輸入者は、関税基本法に定められた手続きに従って行われる分類コードの配分に対して異議を申し立てることができる」と規定している。

関税基本法は、審理前紛争解決手続きを定めている。この手続きは、迅速で効果的な決定を行うことを目的としたものである。関税基本法第 46 条に基づき、税関当局およびその係官の決定および作為（不作為）に対しては、上位の税関当局または裁判所（紛争の種類に応じて、一般的管轄権を有する裁判所または商事裁判所）が審査することができる。上位の税関当局に苦情を申し立てた場合でも、同時にまたはその後には裁判所に苦情を申し立てる権利は損なわれない。

裁判所と上位の税関当局の両方に苦情が申し立てられた場合、その苦情は裁判所によって解決される。上位の税関当局に苦情が申し立てられた場合、その苦情は、受領後 1 ヶ月以内に審理される。第一審裁判所における苦情の審理と判決に関する条件は異なっている。

- 一般的管轄権を有する裁判所は、苦情が申し立てられた日から 2 ヶ月以内に、苦情を審理し、判決を下す。ただし、治安裁判所の場合には 1 ヶ月以内に判決を出す。
- 商事裁判所は、審理を行うことについて決定を行った日から 1 ヶ月以内に、苦情を審理し、判決を下す。ただし、この期間には、審理の準備のための期間（2 ヶ月以内）は含まれない。

治安判事裁判所または地方裁判所が行った判決に対しては、判決が行われた日から 10 日以内に異議を申し立てることができる。商事裁判所が行った控訴審判決は、これに対する上訴が行われなかった場合には、この判決が行われた日から 1 ヶ月以内に関係裁判所に提出することができる。ただし、判決が出された日から 10 日以内に発効する、行政制裁を課すとの判決に異議を申し立てる場合はこの限りではない。

関税基本法第 57 条は、税関検査官の決定および作為（不作為）に対する異議申し立てに関する簡素化された関税紛争解決手続きを定めている。この手続きは、その価値が 1,500,000 ルーブル以下の製品に対して適用される。

この簡素化手続きでは、上位の検査官に対する口頭での苦情の申し立てが行われる。それぞれの苦情はその場で直ちに審理され、直ちに措置が講じられる。

税関当局およびその検査官の決定および作為（不作為）に対しては、当該人物がその権利または権益が損なわれたことを知った日、または、これを認識すべき日から3ヵ月以内、あるいは、関税基本法に定められた、税関当局が決定を行うかまたは措置を講じるための期間の終了日から3ヵ月以内に異議申立てを行うことができる。